

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝についての要請

私たち仏教徒は、釈尊の御教え「いのちの尊重・慈悲の精神」にもとづき、争いのない世界を目指して活動してまいりました。

本会は、一九八一年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に對して、反対の意志を表明してまいりました。

昨年は、首相及び全閣僚が靖国神社を公式参拝されませんでした。このことを本会は高く評価するものであります。

靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。抑って、一宗教団体である靖国神社に公人である首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「宗教の自由・政教分離」の原則に違反することは疑いの余地がございません。

最高裁判所は、靖国神社等への公金支出が、金額の多寡を問わず憲法違反に当たるといふ、明確な判断を示しております。

私たちは、戦後六十六年のあいだ日本国民が守り育ててきたこれらの憲法の規定こそが、今日の日本の平和と繁栄の礎となっていることを、改めて確認し伝えていきたいと思ひます。

戦没者の追悼は、国家が特定の宗教に関わって行うべきものではなく、各ご遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものであることは、当然のことであります。

以上の理由から本会は、現閣僚に對して靖国神社への公式参拝をされないよう、強く要請いたすものであります。

二〇一一年八月十日

財団法人 全日本仏教会

理事長 有田 恵宗

内閣総理大臣

菅 直 人 殿